

伊勢市議会基本条例 前文(案)

伊勢市市議会は、(以下、「市議会」という。)は、二元代表制のもと、また、地方分権及び地方創生にかかる積極的な関与の必要性が求められる中、議会としての役割を最大限に果たすため「改革先行型」で、継続して議会の制度改革及び活性化に組んできた。

市民への情報の提供と共有化を図りながら、市民の積極的な参加を求め、伊勢市議會議員(以下「議員」という。)同士が自由闊達な討議を通し、論点や課題を明らかにし、市民本位の立場をもって、その執行を監視し、さらには、課題解決のために政策立案・政策提言ができる議会を目指す必要がある。

市議会及び議員は、公正性・透明性を堅持し、さらに市民に開かれ、信頼される議会の創造に向け、真摯な活動が求められるところである。

このような認識のもと、市議会は、地方自治の時代にふさわしい市政の確立に向け不断の努力を重ねることを誓うとともに、各自が議員としての自覚と見識を持って市民の負託に応える決意を示し、ここに伊勢市議会基本条例を制定する。